

## セントクリストファー・ネービスの入国規制措置（11月4日更新）

10月31日、セントクリストファー・ネービス政府は、国際商業便等の受け入れを再開し、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

### 1 航空機により到着する渡航者

#### （1）国際旅客（含むカリコム諸国からの渡航者）

- ア 政府ウェブサイト上で、渡航許可フォームの手続き行い、米国疾病予防管理センター等が認可する ISO/IE017025 基準を満たした医療機関で、渡航72時間前以内に実施された PCR 検査陰性書をアップロードする必要がある。渡航時には、同陰性書のコピーを保持する必要がある。
- イ 空港到着時には、体温検査及び健康質問票を含むスクリーニングが課される。また、渡航後の最初の14日間あるいは同未満の滞在で使用する、新型コロナウイルス接触追跡携帯アプリをダウンロードする必要がある。
- ウ 到着後～7日間は、滞在先のホテル施設内を自由に移動し、他の旅行者との交流やホテルの余暇活動に参加することができる。到着後、8日から14日間滞在する者は、7日目に自己負担により PCR 検査（100米ドル）を受ける必要があり、8日目に同検査が陰性の場合には、ホテルのツアーデスクを通じて指定された小旅行を予約することができる。14日間以上の滞在者は14日目に自己負担により PCR 検査（100米ドル）を受ける必要があり、同検査が陰性の場合には国内での活動が許可される。
- エ 14日間未満の滞在者は、出国前に PCR 検査が課され、同検査は陰性である必要がある。
- オ 到着時に渡航者が保持する PCR 検査結果が期限外である場合や、虚偽記載、あるいは、新型コロナウイルスの症状を有する者は、空港に於いて自己負担により、PCR 検査が課される。
- カ 渡航者は、認可されたホテルで滞在する必要がある。個人の賃貸家屋等での滞在を希望する者は、検疫家屋として事前の認可を得た物件で滞在する必要がある（セキュリティを含め、関連費用は自己負担）。

#### （2）帰還国民、居住者、カリブ単一市場経済(CSME)証明書保有者および労働許可保有者

- ア 上記（1）ア及びイを遵守する必要がある。全ての渡航者は、入国を許可された後、認可された宿泊施設で自己負担により14日間の検疫措置となる。

帰還国民、居住者は、事前認可済み検疫家屋での滞在も選択することが出来る（セキュリティーを含め、関連費用は自己負担）。

イ 国際旅客が滞在する認可ホテルでの滞在を希望する者は、上記（１）ウを遵守する必要がある。

### （３）乗り換え旅客

渡航者は、到着時に PCR 検査陰性書を提示する必要がある、常時マスクを着用する必要がある。空港では、健康スクリーニングが課され、通関手続き後は空港内に留まる必要がある。

## ２ 海上からの渡航者

政府ウェブサイト上で、渡航許可フォームの手続きを行う必要がある。船舶については、指定された６つの港（The Deepwater Port, Port Zante, Christophe Harbor, New Guinea, Charlestown Pier and Long Point Port）のいずれかに停泊させる必要がある、明告書（maritime declaration of health）を港湾保健当局者等に提出する必要がある。渡航者は、国際旅客が滞在する認可ホテルあるいは、検疫認可施設での滞在となる。検疫期間については、到着時の最終寄港地での滞在期間を踏まえ決定される。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントクリストファー・ネービス保健省

<https://www.facebook.com/StKittsHPU/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。